

# 企業倫理論の視座

小島大徳

## アブストラクト

本稿では、企業倫理を今一度整理し、新たな視点を提示することを目的とする。企業経営を考える上で、「社会」の意味をじっくりと検討する必要がある。このことは、企業経営の幹となりつつあるコーポレート・ガバナンスだけではなく、企業の社会的責任（CSR）や企業倫理においても、共通の課題である。そこで、今までの企業倫理論の議論をまとめ、これからの学問的な発展を望みつつ、本論を論じている。

今までの株式会社への牽制や抑制、あるいは指導などの議論は、制度自体を根本的に変えなければ、限界があると考えなければならない。そのため、今までの株式会社の機能を中心に語られてきた株式会社論ではなく、新しい会社制度の創設を視野に入れた議論が活発となることへの基礎理論を提供する。

## 1. 概要と目的

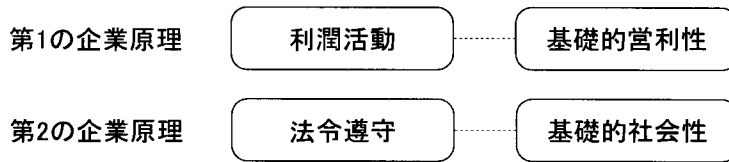
企業不祥事が多発し、企業経営者の倫理性が問われるなか、学問の世界でも、企業論理論の確立に向けて、ありとあらゆる方面から研究がなされている。もちろん、企業倫理に関する研究は、企業経営が大規模化し多様化しているなかで論じられてきたわけであるが、特に最近、企業倫理の確立が目指され、注目が集められているのである。このような傾向は、21世紀に入ってから顕著となっている。

企業倫理は、株式会社の発展とともに展開されてきたことに特徴を見出すことができる。つまり、会社が出資者と経営者の未分離状態にあるときは、企業経営者の倫理性を問うだけで良く、犯罪行為が行われても企業経営者を罰すれば良いのであった。しかし、株式会社が高度化すると、出資者と経営者の分離が起り、企業の責任主体が明確ではなくなる。それにつれて、執行の主体も明確にはならず、倫理を求められる主体が何処にあるのかは判然としない。また、

責任主体が明確にならないのならば、経営に当たる経営者のモラルが低下するのは人として当然であることになる。一方、企業不祥事の多発は、社会システムの中で捉え、解決を促さなければいけないという論が出てくる。この社会システムの中で企業倫理をとらえる方法は、時として経営者の自制を促す効果を持ち合わせるが、制限という側面を持つことになる。

このように、人としての責任、社会システムの制限、という2つの方法によって企業倫理が捉えられることが多い。このように展開される企業倫理を今一度整理し、新たな視点を提示することが本稿の目的である。企業経営を考える上で、「会社」や「社会」の意味をじっくりと検討する必要がある。このことは、企業経営の幹となりつつあるコーポレート・ガバナンスだけではなく、企業の社会的責任（CSR）や企業倫理においても、共通の課題である。この機会に、今までの企業倫理論の議論をまとめ、これからの学問的な発展を望みつつ、若干の思いを記していきたい。

図1 2つの企業原理



(出所) 筆者作成。

## 2. 企業原理と企業倫理

### 2.1 企業原理と企業目的

企業経営において企業倫理論を検討する場合に、企業活動の根本的原理、つまり企業原理をはっきりと確認しておく必要がある。本来ならば、倫理は人の主に内的事象を扱う分野であるから、企業の存立的基盤と経営事象の両側面から検討を始めなければ、行き詰ることになる。ここでの検討は、民主資本主義経済体制であることを前提とすることを最初に明らかにしておこう。

まず、企業の存立理由は、一人ひとりでは為し得ない経済的発展および経済的受益のために、市民社会が会社という存在を認めたところから始まる。つまり、一人では経済規模の拡大と経営の多様化に限界を生じることから、社団の必要を認識し、法人を作り上げたところにまで遡るのである。そこで、第1の企業原理は、営利性にあるというのが、経営学における共通の認識である。

また、会社制度の確立によって、会社は資本主義社会において、主役の座を確立したのであるが、会社の規模が大きくなると、当初予定しなかった負の影響が次第に露わになり、規模も大きくなったのである。つまり、会社は営利活動を行うだけではなく、社会性も持ち合わせ、適正な社会を作り上げる義務を有するべきだというのが、第2の企業原理は、社会性にあるというのが、経営学における共通の

認識である。

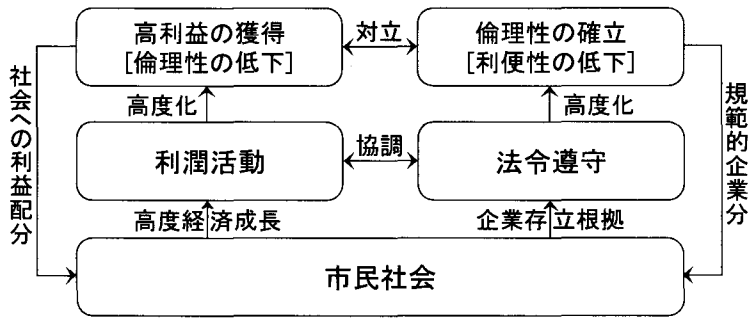
これらの第1の企業原理と第2の企業原理は、実際の会社の経営行動へと導かれたところの利潤活動および法令遵守と極めて密接な繋がりがある。

### 2.2 市民社会と企業経営活動

市民社会は、企業を存立させるために、2つの企業原理である利潤活動と法令遵守を、制度のなかに込めた。まず、法令遵守については、企業存立の根拠として、企業の設立要件などの準則主義的要件を規定しつつ、企業の経営要件などの活動範囲の画定を行っている。このことは、市民社会が設立を行ったのであるから、人としての自由の範囲外に存在することは皆無であると認めなければならない。ただ、企業の倫理性を担保するために、自主規則遵守や社会規則遵守を行うことは、なんらの妨げもない。つまり、自己で自己の自律を行うことは、市民社会の一員と欲するかぎり、極めて正当化される事象として評価するべきであるし、評価されようと努力することを賞賛するべきである。

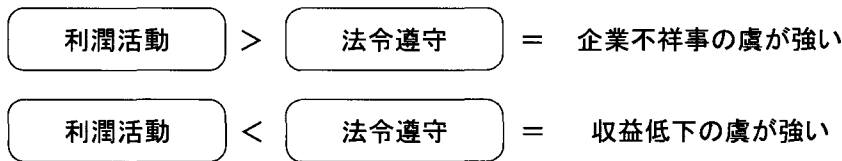
また、利潤活動については、高度経済成長を行うために、市民社会の構成員である一人ひとりが為す事ができない団体としての利益を受けつつ、企業経営の自由を享受する。このことは、市民社会が経済的利益を最大限に受益するために設立したのであるから、人の自由と同様の権利を認める必要がある。ただ、人の自由と企業の自由が対立したときに、高度な企業社会責任

図2 市民社会からの利潤活動と法令遵守の要求と対立



(出所) 筆者作成。

図3 利潤活動と法令遵守の方程式



(出所) 筆者作成。

が生まれる余地が多分にある。つまり、人の自由と企業の自由は、時代によってその範囲が拡大したり縮小したりする傾向が強いため、裁判やADRによる調整機能の多様化が求め、探求されることになろう。

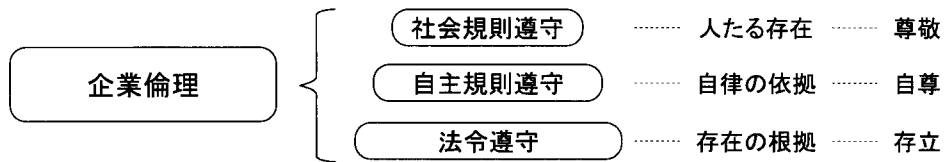
この段階においては、市民社会から授権を受けた企業は、利潤活動と法令遵守は、協調関係にある。なぜならば、市民社会からの直接的授権を受けているため、市民社会による各種の監視・牽制機能を企業に対して直接的に発揮することができるからである。しかし、企業活動が高度化すると、逆機能が徐々に現れてくることになる。それが、高利益の獲得と倫理性の確立という2つの事象である。経済システムが確立し、グローバルに展開するようになると、企業は自己のなかで、企業原理の矛盾と対立に苛まれるのである。なぜならば、市民社会は、企業の存在理由としての究極の目的として、社会への利益配分と規範的企業であることを求めるからである。

### 2.3 企業経営における利潤活動と法令遵守

企業原理の2つである利潤活動と法令遵守の狭間で、企業活動は行われている。もちろん、企業原理は、それぞれが存在意義と存立理由の2つを持つのであるから、どちらの原理も大切にしながら企業活動を行うべきである。しかし、この両者は多くの場合に、二律背反する本来的矛盾の関係にある。

企業活動が高度化すると、利潤活動と法令遵守の対立が起こるのである。企業経営において、利潤活動の方が法令遵守よりも重きを置いている場合は、企業不祥事の虞が強くなる。一方、法令遵守の方が利潤活動よりも重きを置いている場合は、収益低下の虞が強くなる。このどちらの場合も、市民社会からの企業への要求を満たすことができないことになるばかりか、企業の存立にも関わることである。つまり、利潤活動と法令遵守とが、企業にとってバランス良く認識され、経営を行っていきることが、最

図4 企業倫理の内容と性格



(出所) 筆者作成。

に企業目的を達成できている姿であると考えられよう。

### 3. 企業倫理と企業経営活動

#### 3.1 企業倫理の概要

企業倫理には、法令遵守、自律規則遵守、社会規則遵守の3段階が存在する。まず、法令遵守は、企業が法人格を与えられ、社団化しつつ、営利活動を行うための、存立的基盤となる企業法制度を守ることが最低限の規則である。つまり、企業の存在の根拠であり、そこでは、「存立」というキーワードが強調されることになる。

また、自主規則遵守は、企業自体の組織を独自の色に染め、企業目的を達成するために全社的に守るべき規則である。つまり、企業の自律の依拠であり、そこでは、「自尊」というキーワードが強調されることになる。

そして、社会規則遵守は、社会の一員として認められ、企業が社会に根ざした経営活動を行うための基盤を確立するために、社会の暗黙の要求に応えるための、内面的規則である。つまり、企業が人たる存在に同化する欲求であり、そこでは、「尊敬」というキーワードが強調されることになる。

これらの考察は、客観的な検討であり、企業倫理論は、企業を対象としているため、企業から見た企業倫理の考察が必要とされる。

#### 3.2 企業倫理の性格と内容

これまで、企業倫理について、法令遵守、自主規則遵守、社会規則遵守の3つに分けて、大まかに論じてきた。ここでは、これら企業倫理の3つの領域について、性格や特徴的性質を詳しく検討することにする。まず、法令遵守は、企業が企業の基盤の前提となる法律や上場規則を遵守することである。そこでは、企業はこの分野を絶対的遵守規定として捉える必要があり、強制としての性格を有する。これは、企業側からみると、規律性としての性質を有していると観念されるのである。また、自主規則遵守は、企業が自主的に策定した社会規則などを自ら遵守することである。そこでは、企業は、この分野を自主的策定・遵守としてとらえる必要があり、自主としての性格を有する。これは、企業側からみると、自律性としての性質を有していると観念されるのである。そして、社会規則遵守は、企業が社会の中で人として生き様を求め、人となるべく社会の規則を守ることである。そこでは、企業はこの分野を社会的要求の実現として捉える必要があり、理想としての性格を有する。これは、企業側からみると、不可視性を有していると観念されるのである。

#### 3.3 制度的企業倫理論と哲学的企業倫理論

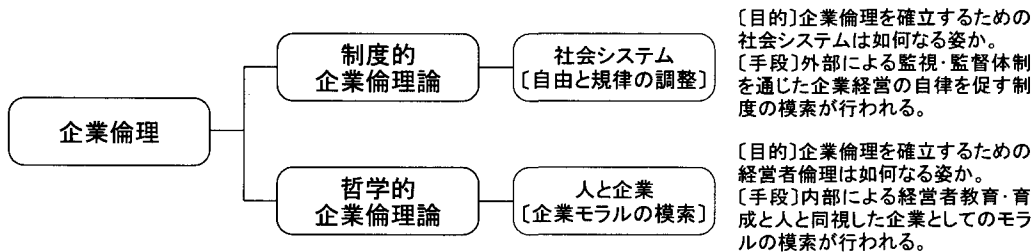
企業倫理の考察方法は、おおむね、制度的企業倫理論と哲学的企業倫理論の2つに分けることができる。まず、制度的企業倫理論は、社会システムのなかで自由と規律の調整を行いつつ、

表1 企業からみた企業倫理の詳細内容

	細目	内容	企業からみた性格	特徴的性質
企業倫理	社会規則遵守	企業が社会のなかで人としての生き様を求め、人となるべく社会の規則を守ること。	社会的要求の実現 〔理想〕	不可視性
	自主規則遵守	企業が自主的に策定した社会規則などを自ら遵守すること。	自主的策定・遵守 〔自主〕	自主性
	法令遵守	企業が企業の存立基盤の前提となる法律や上場規則を遵守する。	絶対的遵守規定 〔強制〕	規律性

(出所) 筆者作成。

図5 制度的企業倫理論と哲学的企業倫理論



(出所) 筆者作成。

企業の倫理的立場を明らかにさせ、企業の自律を促そうとする考え方である。つまり、制度的企業倫理論の目的は、企業倫理を確立するための社会システムは如何なる姿なのかを探求することになる。そして、企業倫理を確立する手段としては、外部による監視・監督体制を通じた企業経営の自律を促す制度の模索を続けることに焦点が集まるのである。

また、哲学的企業倫理論は、人と企業の関係のなかで企業モラルの模索を行いつつ、企業を人として実在するものと捉え、企業と経営者の一体化を促そうとする考え方である。つまり、哲学的企業論の目的は、企業倫理を確立するための経営者倫理は如何なる姿なのかを探求することになる。そして、企業倫理を確立する手段としては、内部による経営者教育・育成と同視した企業としてのモラルの模索を続けることに焦点が集まるのである。

この両者の存在は、結局のところ、企業経営

を如何に捉えるかに遡る。たとえば、法人擬制説的な考え方は、制度的企業倫理論との親和性が強いであろうし、法人実在説的な考え方は、哲学的企業倫理論との親和性が強いことになる。また、近年のコーポレート・ガバナンス論や企業社会責任論についても同じ検討が加えられよう。このように考えると、議論が拡散するであろうから、ここではその根本的立場の相違について検討することを控えよう。ただ、この両者の考え方の相違は、企業倫理論の多様化を意味していると指摘することはできる。

## 4. 企業システムと企業倫理論

### 4.1 企業倫理論の視座と特徴

企業倫理論は、既述の通り、制度的企業倫理論と哲学的企業倫理論の2つに分けることができるが、それぞれの内容を理解するためには、

表2 企業倫理の視座と特徴

	企業倫理の視座	特徴
企業倫理論	制度的企業倫理論	<p>〔意義〕</p> <p>(1)社会システムの中に企業を制度として位置付け、理論を構築する。</p> <p>(2)システムの中の無機質な企業事態を捉え、経営者個人の倫理性の確立を目指すことになる。</p> <p>(3)制度的企業倫理論は、経営者個人の倫理性（経営者倫理）の確立に向かうのと同時に、倫理を規則化（倫理規則）して捉えようと努力される。</p> <p>〔具体的事例〕</p> <p>コーポレート・ガバナンス原則、ISO諸規則、国際的ガイドラインなど</p> <p>〔親和性のある研究分野〕</p> <p>コーポレート・ガバナンス論、法人擬制説</p>
	哲学的企業倫理論	<p>〔意義〕</p> <p>(1)企業を中心として、企業を取り巻く利害関係者に与える影響を最も重視して理論を構築する。</p> <p>(2)企業自体に倫理的価値観を見出し、経営者と企業を一体化することを基本とするため、企業を倫理性の帰属主体として捉える。</p> <p>(3)哲学的企業倫理論は、企業の主体的役割を個人の哲学的問題に結びつけ、個人倫理と企業倫理の一体化を目指そうと努力される。</p> <p>〔具体的事例〕</p> <p>利害関係者論</p> <p>〔親和性のある研究分野〕</p> <p>宗教・文化論、経営者教育論、法人実在説</p>

(出所) 筆者作成。

各々を具体的に検討する必要がある。

制度的企業倫理論の意義は、(1) 社会システムの中に企業を制度として位置付け、理論を構築すること、(2) システムの中の無機質な企業事態を捉え、経営者個人の倫理性の確立を目指すことになること、(3) 制度的企業倫理論は、経営者個人の倫理性（経営者倫理）の確立に向かうのと同時に、倫理を規則化（倫理規則）して捉えようと努力されること、の3つである。この具体的事例は、コーポレート・ガバナンス原則、ISO諸規則、国際的ガイドラインなどであり、親和性のある研究分野は、コーポレート・ガバナンス論、法人擬制説などである。

一方、哲学的企業倫理論の意義は、(1) 企業を中心として、企業を取り巻く利害関係者に与える影響を最も重視して理論を構築すること、(2) 企業自体に倫理的価値観を見出し、経営者と企業を一体化することを基本とするため、企業を倫理性の帰属主体として捉えること、(3) 哲学的企業倫理論は、企業の主体的役割を個人

の哲学的問題に結びつけ、個人倫理と企業倫理の一体化を目指そうと努力されること、の3つである。この具体的事例は、利害関係者論であり、親和性のある研究分野は、宗教・文化論、経営者教育論、法人実在説なのである。

#### 4.2 企業倫理論の視座と具体的相違

制度的企業倫理論は、まず基本的に法人擬制説に立脚する。そして、経営者は、社会システムとして企業倫理と人としての個人倫理を分けて考える。また、従業員は、企業を高度にシステム化された創造物であるとして捉えるので、従業員と企業の関係も、経営者と企業の関係と同一であると捉える。なお、社会は、社会システムの中の企業を捉えるので、利害関係者として認識せず、社会全体のなかの企業としての役割と倫理を認識するのである。

一方、哲学的企業倫理論は、まず基本的に法人実在説に立脚する。そして、経営者は、企業

表3 企業倫理視座と具体的相違

	企業	経営者	従業員	社会
制度的企業倫理論	法人擬制説	社会システムとしての企業倫理と人としての個人倫理を分けて考える。	企業を高度にシステム化された創造物であるとして捉えるので、従業員と企業の関係も、経営者と企業の関係と同一であると捉える。	社会システムの中の企業を捉えるので、利害関係者として認識せず、社会全体のなかの企業としての役割と倫理を認識する。
哲学的企業倫理論	法人実在説	企業と経営者を同化させて倫理を考える。	企業を倫理性のある個体として捉えるので、企業と従業員という特殊な関係を認識しつつ、従業員にも人の倫理を求める。	企業を中心として倫理論を構築するために利害関係者を細かく細分化し、個々にアプローチすることを追求する。

(出所) 筆者作成。

を倫理性のある個体として捉えるので、企業と従業員という特殊な関係を認識しつつ、従業員にも人の倫理を求める。なお、社会は、企業を中心として倫理論を構築するために利害関係者を細かく細分化し、個々にアプローチすることを追求するのである。

このように、両者いずれかの考え方をとるかによって、企業の本質的捉え方が異なってくる。逆をいえば、企業の捉え方によって、企業倫理の考え方がまるで違ってくるのである。そのため、コーポレート・ガバナンスの議論と同様に、企業倫理論を突き詰めていくと、「企業とは何か」という話に行き着くことになることも、認識しておく必要がある。

### 4.3 企業倫理とコーポレート・ガバナンス

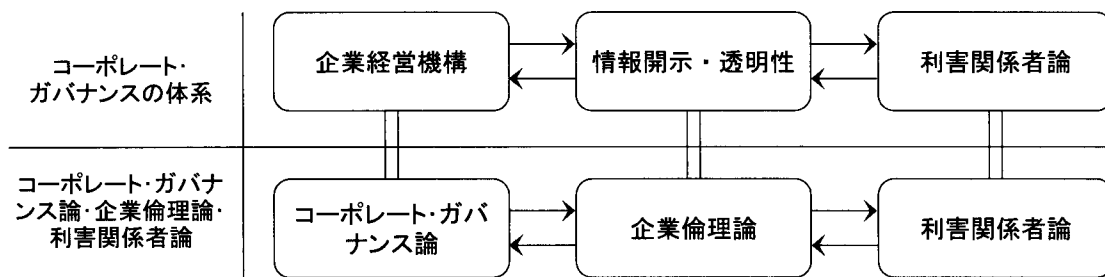
ここでの論から導き出されるのは、企業倫理論は情報開示・透明性と極めて親和性があることである。ここからもう少し突っ込んで論じると、(1) 企業倫理論の基礎は、情報開示・透明性を基礎となる、(2) 企業倫理論は、広義のコーポレート・ガバナンス論の範疇に捉えることができる、の2つである。

まず、(1) については、企業倫理を発揮するために外部および内部の監視・牽制が絶対的に必要であることに基礎付けられる。つまり、人たる倫理観に全てを依存するには、あまりに他力本願であり、経営者職能としての倫理を持ち

合わすためにも、組織や制度としての倫理的能力の発揮を前提としなければならないのである。その倫理的な制度こそが、情報開示・透明性である。情報開示とは、経営者による会社情報の積極的開示を意味し、透明性とは、利害関係者が会社情報にアクセスできることを意味する。これは、企業という制度のなかにおいて、情報開示・透明性が根底にあるからこそ、これは、企業の倫理を捉えるに当たり制度論をまず論じるべきであるとの筋に繋がることになる。このように、企業倫理こそ、情報開示・透明性と絡めて論じ実践していかなければ、企業倫理の確立を目指すことは永久に不可能であろう。

一方、(2) については、制度的に企業倫理を考えることが有効であるという前提に立てば、コーポレート・ガバナンスの一部分として企業倫理が存在すると基礎付けられる。つまり、今日の会社制度の統治および監視や牽制の役割を担っているのがコーポレート・ガバナンスなのであるから、このコーポレート・ガバナンスの一部分としての企業倫理として位置付けることも可能であることを導く。もちろん、両者の必要性および実践過程は、別々の過程を辿っており、明日にも両者を融合して論じることには違和感を覚えなくもない。しかし、コーポレート・ガバナンス論の出現理由である企業不祥事への対処の問題と、企業倫理における経営者倫理の欠如には共通点が多く含まれており、発生原因はほぼ同じであることを認めなくてはならない。

図6 コーポレート・ガバナンスと関連学問の関係



(出所) 筆者作成。

このように考えると、今後の研究において、新しい会社制度を立ち上げる場合に、この両者を同時に考えるという場面が現れるであろう。

## 5. 結論と展望

今日では、資本主義社会の主役である株式会社の制度疲労が、徐々に露見している。すべての終わりを精算する世紀でもあり、新たな始まりを創出する世紀でもある21世紀では、時代環境に合わせたプレーヤーを創造していかなければならない。そこで、現代における企業社会における3大トピックである、コーポレート・ガバナンス、企業倫理、CSRの視点から検討し、新たなポスト株式会社の姿を模索することが肝要となろう。

株式会社という存在を、代えることのない永続的なものとして認識していたから、その制度的な疲労を埋めるために、数々の理屈が生まれてきた。それは、コーポレート・ガバナンスであり、企業倫理であり、CSRである。しかしながら、このような株式会社への牽制や抑制、あるいは指導をいくら行ったところで、制度自体が変化しないのであれば、限界があると考えなければならない。そのため、今までの株式会社の機能を中心に語られてきた株式会社論ではなく、新しい会社制度の創設を視野に入れた議論が活発となることを切望しているのである。そして、このような役割が、私たちに寄せられているのではないかと、痛切に感じているのであ

る。

## 参考文献

- 菊地敏夫・平田光弘・厚東偉介編著『企業の責任・統治・再生』文眞堂, 78-95頁.
- 小島大徳[2008a]「市民社会論と利害関係者論」『国際経営フォーラム』第19号, 神奈川大学国際経営研究所, 163-186頁.
- 小島大徳[2008b]「コーポレート・ガバナンス原則の隠れたる任務と使命」『国際経営フォーラム』第19号, 神奈川大学国際経営研究所, 55-77頁.
- 小島大徳[2008c]「経営学と株式会社論」『国際経営論集』第35号, 神奈川大学経営学部, 13-25頁.
- 小島大徳[2008d]「コーポレート・ガバナンス原則論とコーポレート・ガバナンス政策論」『国際経営論集』第36号, 神奈川大学経営学部, 63-78頁.
- 小島大徳[2008e]「自由の対立」『国際経営論集』第36号, 神奈川大学経営学部, 119-134頁.
- 小島大徳[2007]『市民社会とコーポレート・ガバナンス』文眞堂.
- 小島大徳[2004]『世界のコーポレート・ガバナンス原則—原則の体系化と企業の実践—』文眞堂.
- 小島 愛[2008]『医療システムとコーポレート・ガバナンス』文眞堂.
- 平田光弘[2008]『経営者自己統治論』中央経済社.